

Vol.15 2023年7月 **弟子屈町公式チャンネル便り**

先月のおすすめ!



動画はこちらから!
Youは何しに弟子屈へ?



5月末に行われた生配信。今回は4人の移住者がそれぞれの視点から弟子屈を語ってくれました。すごく素敵なお話でした!



動画はこちらから!
川湯小5・6年生のみんなの挑戦が始まる!!



川湯小のみんなが摩周・屈斜路トレイルを5回に分けて歩きます。実際に歩いた小学生のコメントに注目です!

登録者数 7000 人まで
(人回を超えるまで)

あと

2480

(2023年6月12日時点)



チャンネル登録の
ご協力よろしくお願ひします!



チャンネル登録は
→からできます!



お問い合わせ: まちづくり政策課政策調整係
TEL: 482-2913 (課直通)

**釧路管内町村職員
採用資格試験(高校卒)の
お知らせ**



※写真はイメージです

令和5年度釧路管内町村職員の採用資格試験<高校卒>が行われます。

- 試験区分/高校卒
- 受験資格/平成12年4月2日~平成18年4月1日に生まれ、短大・専門学校卒業及び卒業見込みの方
- ▶令和5年4月の町村職員新規採用予定者数/下の表のとおり

町村名	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町	合計
一般事務職(高校卒)	2人	4人	2人	2人	1人	1人	5人	17人

- 一次試験
- 期日/令和5年9月17日(日) ・会場/釧路町公民館 大会議室(釧路町河畔7丁目52番地1)
- 合格発表/令和5年10月6日(金)(釧路管内各町村役場及び釧路町村会に掲示)
- 受付期間/令和5年7月3日(月)~8月2日(水)まで受付します(月曜日~金曜日の9時~17時までで、土曜日・日曜日・祝日は受け付けません。)。なお、郵送の場合は8月2日までの消印有効。
※受験手続きなど、詳細はお問い合わせください。町公式ウェブサイト (<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>) にも受験手続きなどを掲載します。

☐受け付け・問い合わせ先/役場総務課職員係 ☎482-2912 (課直通)
釧路町村会 ☎0154-43-0649

ご利用ください 空き家バンク・人財バンク

町で実施している「空き家バンク制度」「人財バンク制度」を紹介しています。

6月16日現在、「空き家バンクで」募集している空き家物件は2件(売買2件)。今月は「登録番号72物件」を紹介します。

「人財バンク」に登録されているのは、個人登録5人。団体登録8団体。今月は団体登録番号10「てしかが星空愛好会」を紹介します。

それぞれの詳しい内容は、町公式ホームページに掲載しています。ご覧いただき、ぜひ、ご活用ください。

▶空き家バンクホームページ
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/sumai_seikatsu/1/1658.html

▶人財バンクホームページ
https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyokuka/jinzaibank/996.html



空き家バンク 登録番号72

- ▶場所/弟子屈町字屈斜路 387番地26
- ▶建物/木造2階建 4LDK
- ▶建築年/1990年(平成2年)
- ▶価格/1,600万円

人財バンク 団体登録番号10

- ▶団体名/てしかが星空愛好会
- ▶分野/教育活動、郷土学習活動、その他(まちづくり、ボランティア活動)
- ▶PR/弟子屈町には、世界に誇れるとてきれいな星空があります。初めはなにもわからなくても、気軽に参加することで、この星空を仲間と一緒に楽しみ、星空や宇宙・天文の知識を深められるグループです。また、星空は、きれいな空気や自然環境の一つとして、光害について知識を深めてゆきます。上記の目的で、観察会や勉強会を実施し、弟子屈町を「星空保護区」に登録することを目指して、活動しています。星空に興味のある方、活動に興味のある方はぜひお問い合わせください。

問い合わせ先/空き家バンク/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913(課直通)
人財バンク/教育委員会社会教育課社会教育係 ☎482-2948(課直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ

~保険証(被保険者証)の一斉更新について~

●保険証が新しくなります **だいたい色** → **黄色**

現在、ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

●減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証) 限度証(限度額適用認定証)も新しくなります **水色** → **黄緑色**

現在、ご使用の水色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証及び限度証をご使用ください。

問い合わせ先/北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場健康こども課保険年金係 ☎482-2935(課直通)